

平成 24 年度京都市産業廃棄物 3 R 推進協議会における協議状況

京都市産業廃棄物 3 R 推進協議会（以下「協議会」という。）は、第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画（平成 23 年 3 月策定。以下「3 次計画」という。）を推進することを目的として、平成 23 年 8 月 10 日に設置されたものである。

平成 24 年度は 3 回の会議を開催しており、その概要については以下のとおりである。なお、会議資料及び議事録（摘録）は、市のホームページに掲載している。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/1-6-7-0-0-0-0-0-0-0.html>

1 協議会の開催状況

第 1 回 平成 24 年 8 月 8 日（水）

第 2 回 平成 24 年 11 月 27 日（火）

第 3 回 平成 25 年 2 月 26 日（火）

2 協議内容

（1）施策全般

3 次計画には、産業廃棄物処理に係る具体的な施策として、排出事業者に対する施策（新規 2，充実 2，継続 4），処理業者に対する施策（新規 1，充実 1，継続 4）及び市民に対する施策（充実 2）の 16 項目が掲げられており、第 1 回会議で各施策の取組状況等について市から報告が行われた。

（2）個別施策

平成 24 年度は、主に以下のア～ウの施策に関して協議を行った。

ア 3 R や適正処理に取り組む排出事業者に対する認証制度の創設（排出事業者に対する施策（新規））

（ア）施策概要

3 次計画では、標記の制度を創設し、排出事業者の 3 R や適正処理のインセンティブを高めるため、一定の基準に適合する排出事業者を認証し公表することとしている。

市は、本協議会における意見も踏まえ、以下の①～③を内容とする「産廃処理・3 R 等優良事業場認定制度」（産廃チェック制度）を平成 25 年度から実施している。

- ① 産廃の適正処理や 3 R に係るチェックシートを市が作成・配布し、各事業場がこれを活用し、自己チェックの推進を図る。
- ② 自己チェックの結果、一定の基準を満たした事業場については、市の審査・認定を受けることができる。

- ③ 申請のあった事業場について市が審査を行い、優良と認められる事業場を「産廃処理・3R等優良事業場」として認定し、市のホームページ等で公表する。

(イ) 主な意見

- 認定の対象をトップランナーとするか、より多くの者とするかで制度の考え方が異なる。
- 排出事業者全体の意識のボトムアップが必要である。
- 一定の基準をクリアできていない者に対する配慮も重要である。
- 他団体や他制度との連携又は住み分けを図るべきである。
- 分かりやすい制度とすべきである。
- 市民に見えやすい公表方法とすべきである。
- 認定を受けることによるメリットを検討すべきである。
- 法令の基本事項が守れているかどうかをチェックすることは、事業者自身を守るためであることを明示すべきである。

※ 制度の概要については、参考資料参照

イ 「産廃処理業者情報公表制度」の推進

(優良な処理業者の育成に向けた情報公開の推進 (処理業者に対する施策 (新規)))

(ア) 施策概要

市内の中間処理業者から、事業内容に加え、適正処理の確保、環境負荷の低減及び地域社会への貢献に関する取組の状況などを記載した報告書の提出を受け、市がこれを市ホームページに掲載し、公表する制度である。

処理業者の情報公開を進め、排出事業者や市民が適切に評価できるようにするというのが制度の趣旨で、本協議会における協議も経て、平成24年度から実施されている。

市は、処理業者に対して報告書の提出を呼びかけるとともに、排出事業者に対し、当該制度による公表情報も含め、産廃処理を委託する場合には処理業者の情報をしっかり確認するよう働きかけることとしている。

(イ) 主な意見

- 報告書の提出件数がまだ少なく、処理業者や排出事業者の協力も得てPRを進めてほしい。また、市のホームページに掲載すること以外のアピール方法も検討すべきである。
- 排出事業者に対する処理業者情報の確認に関する周知は、万一、不適正処理が行われた場合には排出事業者の責任が問われることを強調すべきである。

ウ 啓発や環境教育の効果的な実施（市民に対する施策（充実））

（ア）施策概要

市民を対象とした産業廃棄物の処理やリサイクルに関する啓発の取組として、市と（社）京都府産業廃棄物協会の共催により、平成12年度から集客型のイベント「環境フォーラムきょうと」を、また平成16年度からは市独自で施設見学会（バスツアー）も実施している。

「環境フォーラムきょうと」については、平成23年度から産廃処理・リサイクルをモチーフにしたゲームの実施や産業廃棄物・リサイクル品をイメージしたキャラクターの作成・活用をするとともに、平成24年度には集客のある商業施設（イオンモール KYOTO）で開催するなど、工夫が図られている。

また、施設見学会については、平成23年度から排出事業場も見学対象に加えたほか、平成24年度からは産業廃棄物行政を担当する部署以外の各区エコまちステーション等での取組も始まっている。

（イ）主な意見

- 環境教育は、学校のカリキュラムも大事である。
- イベントの参加者も増えており、バスツアーは行政区で実施するものとの住み分けを図るなど、新たな段階に来ている。

3 平成24年度協議会委員名簿

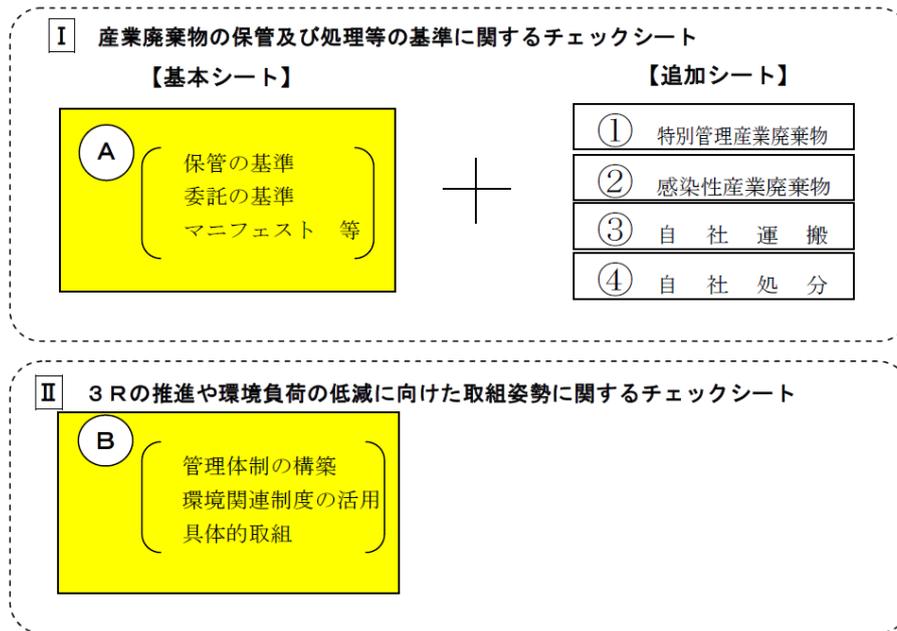
氏名	役職等
新井 吉久 <small>あらい よしひさ</small>	（一社）京都府産業廃棄物3R支援センター センター長
井上 馨 <small>いのうえ かおる</small>	（社）京都府産業廃棄物協会 専務理事
木原 強 <small>きはら つよし</small>	（公社）京都工業会 業務推進役
黒坂 則子 <small>くろさか のりこ</small>	同志社大学法学部 准教授
郡駕 孝（委員長） <small>ぐんじま たかし</small>	同志社大学経済学部 教授
高岡 昌輝（副委員長） <small>たかおか まさき</small>	京都大学大学院工学研究科 教授
高木 英二 <small>たかぎ えいじ</small>	（社）京都府建設業協会 京都支部 土木委員長
高橋 かつ子 <small>たかはし かつこ</small>	市民公募委員
檀野 恭介 <small>だんの きょうすけ</small>	（株）京都環境保全公社 代表取締役社長
近本 利和 <small>ちかもと としかず</small>	京都府中小企業団体中央会 事務局次長
外池 順一 <small>とりのいけ じゆんいち</small>	京都商工会議所 産業振興部 まちづくり推進担当課長
福岡 雅子 <small>ふくおか まさこ</small>	大阪工業大学工学部 准教授
細木 京子 <small>ほそき きょうこ</small>	市民公募委員
山田 一成（オブザーバー） <small>やまだ かずなり</small>	京都府 文化環境部 環境・エネルギー局 循環型社会推進課長

（五十音順，敬称略）

◇◇◇ 産廃チェック制度の概要 ◇◇◇

目的 産廃の適正処理等に対する排出事業者全体の意識の向上（ボトムアップ）

チェックシート 事業者幅広く配布し、自己チェックの推進を図る。



※ チェックシートの使用例

事業場の形態	使用するシート
(1) 一般的な事務所	A + B
(2) 特別管理産業廃棄物を排出する工場	A + ① + B
(3) 医療機関	A + ② + B
(4) 発泡スチロールの減容処理を行っているスーパー	A + ④ + B

認定・公表 チェックシートを活用した自己チェックへの意欲・効果を高める。

対象 恒常的・継続的に産廃を排出する事業場
(直近3箇年度のマニフェスト交付等状況報告書の提出, 前年度24枚以上のマニフェストの交付)

基準 Iの該当項目は全て適合, IIの項目は一定数以上の適合

基本的な取組ができている事業場を認定